



福岡医発第 2250 号(地)

平成 30 年 11 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

性犯罪被害者に係る医療経費の公費支出制度の改正について

福岡県警察では、性犯罪被害者の経済的負担の軽減、捜査活動の円滑化を図るために、性犯罪被害に係る初診料・処置料等を負担する事業を別添のとおり行っておりましたが、今般、標記制度を下記のとおり一部改正し、本年 11 月 19 日より運用を開始するとのことで、福岡県警察本部刑事部捜査第一課より周知協力依頼がありました。

本件については、10 月 25 日の第 23 回全理事会において、各医師会へ周知協力依頼を行うことを承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知協力方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【改正点】

被害者が警察への届出前に医療機関を受診して医療費を支払っている場合、被害者から支払われた医療経費を医療機関が返還して警察へ請求をしていたが、被害者は領収書及び診療明細書等の写しを警察へ提出することで警察から被害者に直接支払うことができるようになったため、被害者への返還及び請求手続きが不要となった。

以上

【連絡先】

〒812-8576

福岡県警察本部刑事部

捜査第一課犯罪捜査指導係

電話番号 092-641-4141 (内線 4127)

福警捜一第3530号

平成30年10月16日

福岡県医師会会長 殿

福岡県警察本部刑事部
捜査第一課長



性犯罪被害者に係る医療経費の公費支出制度改正の周知依頼について

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察業務の各般にわたり、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

福岡県警察では、従来から性犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、各種公費支出制度を運用してまいりましたが、この度「性犯罪被害者に対する医療経費の公費支出制度」を一部改正し、本年11月19日から運用を開始したいと考えております。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、本制度の改正について周知していただき、性犯罪被害者への公費支出手続に御協力いただくようお願いいたします。

なお、本制度改正の詳細について説明文を添付させていただきます。

謹言



～ご支援いただきたい詳しい事項について～

この度、性犯罪被害者に係る医療経費の公費支出要領において

○ 公費支出先について医療機関に加え、被害者を追加し、運用することとしました。

皆様には、被害者の負担を少しでも和らげるため、引き続きまして、手続に関する御理解・御協力を何卒お願い申し上げます。

【公費支出制度について】

～制度の趣旨～

性犯罪被害者の経済的負担の軽減、捜査活動の円滑化を図るため、性犯罪被害に係る医療経費を公費支出するもの。

～対象被害者～

- 1 性犯罪（強制性交等、強制わいせつ等）の被害者
- 2 性犯罪目的の暴行罪、傷害罪の被害者

～対象経費～

- 1 初診料
- 2 処置料（初診日における一般的な検査、怪我等に伴う応急処置的な治療・投薬、膣内洗浄、外傷の確認、鑑定資料採取等に必要経費）
- 3 性感染症検査費（原則、HIV、淋病、梅毒、クラミジア及びB型肝炎の検査費）
※後日検査に伴う再診料及び検査結果を聞くため再受診する際の再診料を含む
- 4 緊急避妊措置費（緊急避妊ピル、ノルレボ）
- 5 診断書代
- 6 人工妊娠中絶費

～医療費の支払い要領等～

1 警察官が同行して受診する場合

- 医療費は、警察署から医療機関が指定した口座への振込みによる支払いとなります。
制度上、現金支払いはできませんので、御理解と御協力をお願いいたします。
- 被害者に同行して来院した捜査員が、「請求書」（別添）を持参しますので、項目にチェック（レ点）をしていただき、同請求書で各警察署長あてに医療費の請求をお願いいたします。
（請求書は用途により5種類ありますが、捜査員が選別して持参します。）
- 「請求書」は、診察終了時に作成可能な場合、同行してきた捜査員にその場で手渡してください。夜間の診察等で、請求書の作成が翌日若しくは後日になる場合は、改めて捜査員が受領に伺います。
- 請求書を受領してから概ね2週間程度で、医療費が口座振込みとなる予定です。
- 消費税法・同施行令により、公費の医療経費については、消費税を付加しないことと定められておりますので、税抜きでお願いします。（診断書料は税込みでお願いします。）

2 被害者が警察への届出前に医療機関を受診し、医療費を支払っている場合

これまで、このケースの公費支出手続においては、被害者から支払いを受けていた医療経費を一旦被害者へ返還し、その分の医療経費を警察へ請求して頂いていたため、医療機関の皆様には大変御迷惑をお掛けしていました。

この度の改正により、警察から被害者に直接公費支出することが可能となり、被害者への返還、請求手続が不要になりました。

その際、被害者には医療機関から受領した領収書及び診療明細書等の写しを警察へ提出して頂くようお願いしています。

被害者が領収書等を紛失している場合又は領収書等から医療経費の内訳が判然としない場合は、捜査員が、被害者から「同意書」（別添）を得た上で、「医療経費報告書」（別添）を作成するための必要事項を被害者が受診した医療機関へお尋ねしますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

【連絡先】

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部刑事部捜査第一課性犯罪捜査指導係

電話番号 092-641-4141（内線4127）

～ 医療関係者の皆様へ ～

平成30年11月19日

皆様におかれましては、平素から警察業務に関し、格段の御理解・御協力をいただき、心からお礼申し上げます。

福岡県警察においては、性犯罪被害者の負担軽減を図るため、性犯罪にかかる被害者の医療経費の公費支出を行ってまいりました。

医療機関の皆様にもその支払い手続において、御協力いただきありがとうございます。

この度、本制度において

○ 公費支出先について医療機関に加え、被害者を追加し、平成30年11月19日から運用することとしました。

皆様には、被害者の負担を少しでも和らげるため、引き続きまして、手続に関しての御理解・御協力を何卒お願い申し上げます。

【公費支出制度について】

～制度の趣旨～

性犯罪被害者の経済的負担の軽減、捜査活動の円滑化を図るため、性犯罪被害に係る医療経費を公費支出するもの

～対象被害者～

- 1 性犯罪（強制性交等、強制わいせつ等）の被害者
- 2 性犯罪目的の暴行罪、傷害罪の被害者

～対象経費～

- 1 初診料
- 2 処置料（初診日における一般的な検査、怪我等に伴う応急処置的な治療・投薬、膣内洗浄、外傷の確認、鑑定資料採取等に必要な経費）
- 3 性感染症検査費（原則、HIV、淋病、梅毒、クラミジア及びB型肝炎の検査費）
※後日検査に伴う再診料及び検査結果を聞くため再受診する際の再診料を含む
- 4 緊急避妊措置費（緊急避妊ピル、ノルレボ）
- 5 診断書代
- 6 人工妊娠中絶費

～医療費の支払い要領等～

1 警察官が同行して受診する場合

- 医療費は、警察署から医療機関が指定した口座への振込みによる支払いとなります。
制度上、現金支払いはできませんので、御理解と御協力をお願いいたします。
- 被害者に同行して来院した捜査員が、「請求書」（別添）を持参しますので、項目にチェック（レ点）をしていただき、同請求書で各警察署長あてに医療費の請求をお願いいたします。
（請求書は用途により5種類ありますが、捜査員が選別して持参します。）
- 「請求書」は、診察終了時に作成可能な場合、同行してきた捜査員にその場で手渡してください。夜間の診察等で、請求書の作成が翌日若しくは後日になる場合は、改めて捜査員が受領に伺います。
- 請求書を受領してから概ね2週間程度で、医療費が口座振込みとなる予定です。

○ 消費税法・同施行令により、公費の医療経費については、消費税を付加しないことと定められておりますので、税抜きでお願いします。（診断書料は税込みでお願いします。）

2 被害者が警察への届出前に医療機関を受診し、医療費を支払っている場合

これまで、このケースの公費支出手続においては、被害者から支払いを受けていた医療経費を一旦被害者へ返還し、その分の医療経費を警察へ請求して頂いており、医療機関の皆様には大変御迷惑をお掛けしていました。

この度の改正により、警察から被害者に直接公費支出することが可能となり、被害者への返還、請求手続が不要になりました。

その際、被害者には医療機関から受領した領収書及び診療明細書等の写しを警察へ提出していただくようお願いしています。

被害者が領収書等を紛失している場合又は領収書等から医療経費の内訳が判然としない場合は、捜査員が、被害者から「同意書」（別添）を得た上で、「医療経費報告書」（別添）を作成するための必要事項を被害者が受診した医療機関へお尋ねしますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

【連絡先】

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部刑事部捜査第一課性犯罪捜査指導係

電話番号 092-641-4141（内線4127）

初診日用

【産婦人科】

警察署長 殿

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

代表者名

印

初診日用請求書

年 月 日、受診者 の診察に係る医療経費
を次のとおり請求します。

種 別	金 額	項 目
初 診 料	円	☐ 時間内 ☐ 時間外 ☐ 深夜 ☐ 休日
処 置 料	円	☐ 初回診察時における一般的な検査 ☐ 致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬 () ☐ 腔内洗浄 ☐ 外傷の確認 ☐ 鑑定資料採取 ☐ レントゲン ☐ 犯罪に起因する外傷を明らかにするための 検査 () ☐ () ☐ ()
性感染症 検 査 費	円	☐ 本日検査した ☐ HIV (エイズ) ☐ 淋病 ☐ 梅毒 ☐ クラミジア ☐ B型肝炎 ☐ () ☐ ()
		☐ 後日検査予定 (予定日: 月 日)
		☐ 検査しない
緊急避妊 措 置 費	円	
診断書代 (消費税込)	円	
合 計	円	

初診日用

【医療機関】

警察署長 殿

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

代表者名

印

初診日用請求書

年 月 日、受診者 の診察に係る医療経費
を次のとおり請求します。

種 別	金 額	項 目
初 診 料	円	☐ 時間内 ☐ 時間外 ☐ 深夜 ☐ 休日
処 置 料	円	☐ 初回診察時における一般的な検査 ☐ 致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬 () ☐ 外傷の確認 ☐ レントゲン ☐ 鑑定資料採取 ☐ 犯罪に起因する外傷を明らかにするための 検査 () ☐ () ☐ ()
診断書代 (消費税込)	円	
合 計	円	

性感染症検査日用

警察署長 殿

年 月 日

住所（所在地）

医療機関名

代表者名

印

性感染症検査日用請求書

年 月 日、受診者 の診察に係る医療経費
を次のとおり請求します。

種 別	金 額	項 目
再 診 料	円	
性感染症 検 査 費	円	☐ HIV（エイズ） ☐ 淋病 ☐ 梅毒 ☐ クラミジア ☐ B型肝炎 ☐ （ ） ☐ （ ）
合 計	円	

※ 初診日 【 年 月 日 】

※ 検査結果を聞くための

再受診予定日【 年 月 日】

性感染症検査結果日用

警察署長 殿

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

代表者名

印

性感染症検査結果日用請求書

年 月 日、受診者 の診察に係る医療経費
を次のとおり請求します。

種 別	金 額	項 目
再 診 料	円	☐ 検査結果を聞くための再受診
合 計	円	

※ 初診日 【 年 月 日】

※ 検査日 【 年 月 日】

人工妊娠中絶用

警察署長 殿

年 月 日

住所（所在地）

医療機関名

代表者名

印

人工妊娠中絶用請求書

年 月 日、受診者 の診察に係る医療経費
を次のとおり請求します。

種 別	金 額	項 目
初（再）診療	円	☐ 時間内 ☐ 時間外 ☐ 深夜 ☐ 休日
人 工 妊 娠 中 絶 費	円	☐ 検査費 ☐ 手術費 ☐ 術後検診費 ☐ 入院費 ☐ 死産証明書 ☐ （ ☐ （ ☐ （ ☐ （
合 計	円	

同 意 書

- 1 今回の犯罪被害に伴い、初診料、処置料（初診日における一般的な検査、致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬、膣内洗浄、外傷の確認、鑑定資料採取等に必要な経費）、性感染症検査費、緊急避妊措置費、診断書代、人工妊娠中絶費について警察での公費支出を希望します。
- 2 公費支出の対象が、初診料、処置料、緊急避妊措置費及び診断書代は、原則として初診日の診察のみとし、性感染症検査費、人工妊娠中絶費は、再受診日の診察も対象としていることを理解しました。
感染が認められた場合における再検査料、継続受診料及び治療費は公費支出対象外であることを理解しました。
- 3 受診者（ ）に係る公費支出申請手続のため、警察から医療機関に対し、
 - 受診年月日
 - 初診料、処置料等、性感染症検査費、緊急避妊措置費、診断書代、再診料、人工妊娠中絶費等を確認することについて同意します。
- 4 警察が公費支出できないと判断した場合、又は医療機関から医療経費の確認について協力が得られない場合は、公費支出できないとの説明を受けて理解しました。
- 5 公費の支払方法は、金融機関の口座振込のみであることを理解しました。
- 6 受診した医療機関が必要とする場合、本同意書の写しを当該医療機関へ交付することに同意します。

年 月 日

氏 名 _____ 印

(受診者との関係 _____)

- ※ 被害者が未成年の場合は、可能な限り保護者の署名もお願いします。
- ※ 受診者本人が署名できず、代筆する場合は、受診者との関係を明記してください。

年 月 日

警察署長 殿

課・係
階級・氏名

印

医療経費報告書

年 月 日、受診者
経費は下記のとおりです。

の診察に係る公費支出対象となる医療

確認先医療機関住所 名称		担当者	
初 診 日 用	種 別	金 額	項 目
	初 診 料	円	☐ 時間内 ☐ 時間外 ☐ 深夜 ☐ 休日
	処 置 料	円	☐ 初回診察時における一般的な検査 ☐ 致傷等に伴う応急処置的な治療・投薬 () ☐ 臍内洗浄 ☐ 外傷の確認 ☐ 鑑定資料採取 ☐ レントゲン ☐ 犯罪に起因する外傷を明らかにするための検査 ☐ () ☐ ()
	性感染症 検 査 費	円	☐ HIV (エイズ) ☐ 淋病 ☐ 梅毒 ☐ クラミジア ☐ B型肝炎 ☐ () ☐ ()
	緊急避妊 措 置 費	円	
診断書代	円		

検 査 日 等 用	種 別	金 額	項 目
	再 診 料	円	☐ 検査をするための再受診 ☐ 検査結果を聞くための再受診
	性感染症 検 査 費	円	☐ HIV (エイズ) ☐ 淋病 ☐ 梅毒 ☐ クラミジア ☐ B型肝炎 ☐ () ☐ ()

※感染が認められた場合等における再検査料・継続受診料及び治療費は含まない。

人 工 妊 娠 中 絶 用	種 別	金 額	項 目
	初(再)診療	円	☐ 時間内 ☐ 時間外 ☐ 深夜 ☐ 休日
	人工妊娠 中 絶 費	円	☐ 検査費 ☐ 手術費 ☐ 術後検診費 ☐ 入院費 ☐ 死産証明書 ☐ () ☐ () ☐ ()

保険適用: ☐有 ☐無

合 計	円
-----	---

備考: